社　富山県射水市、三進運送株式会社　富山県射水市、大幸運輸株式会社　富山県射水市、金原開発株式会社　富山県射水市、森田商運有限会社　富山県射水市、山崎運送有限会社　富山県氷見市、八代運送株式会社　富山県射水市、朝日運送有限会社　富山県氷見市、有限会社ミズグチ運輸　富山県氷見市、有限会社氷見土建運輸　富山県氷見市、呉西運輸有限会社　富山県砺波市、有限会社山田運輸　富山県砺波市、パイオニア運輸株式会社　富山県砺波市、富山工業株式会社　富山県砺波市、富山県両砺陸運事業協同組合　富山県砺波市、加越運輸株式会社　富山県小矢部市、有限会社中島運送　富山県小矢部市、石動運送株式会社　富山県小矢部市、開田運輸株式会社　富山県小矢部市、オヤベ運送荷役株式会社　富山県小矢部市、株式会社北日本運送　富山県小矢部市、株式会社芝井工業　富山県小矢部市、射水運輸株式会社　富山県射水市、シンコー運輸倉庫有限会社　富山県射水市、三島野運送株式会社　富山県射水市、有限会社新富運輸　富山県射水市、有限会社西井商会　富山県射水市、藤田運送株式会社

富山県射水市、有限会社丸栄輸送　富山県射水市、株式会社ヨシダ　富山県射水市、株式会社井波運送　富山県南砺市、福野運送株式会社

富山県南砺市、今井重機建設株式会社　富山県南砺市、有限会社佐々木運輸　富山県南砺市、有限会社清水重建　富山県南砺市、有限会社神下商事　富山県砺波市、城北運送有限会社

富山県南砺市、富士運輸株式会社　富山県高岡市、ヨシダ運送株式会社　富山県南砺市、有限会社福岡運送　富山県高岡市、福光急便株式会社　富山県南砺市、パイオニア建設株式会社

富山県南砺市、中川運輸株式会社　富山県魚津市、経田運輸株式会社　富山県魚津市、南保運輸株式会社　富山県魚津市、ホクトミ運輸株式会社　富山県魚津市、有限会社澤田土石運輸

富山県魚津市、有限会社新興商事　富山県魚津市、サワイ通運倉庫株式会社　富山県滑川市、大富運輸株式会社　富山県滑川市、有限会社石坂運輸　富山県滑川市、株式会社大富興業　富山県滑川市、劔建設工業株式会社　富山県滑川市、株式会社籠瀬運輸　富山県黒部市、竹島運輸有限会社　富山県中新川郡、有限会社きんた　富山県中新川郡、立山陸送株式会社　富山県中新川郡、株式会社古川興業　富山県中新川郡、上市通運株式会社　富山県中新川郡、両越自動車株式会社　富山県下新川郡、タカシマ輸送株式会社　富山県下新川郡、鍋谷運送株式会社　富山県下新川郡、サンエツ運輸株式会社　富山県下新川郡、株式会社京成　富山県富山市、富山県トラック企業年金基金　富山県富山市、新川陸運事業協同組合　富山県魚津市、有限会社大谷運輸　富山県下新川郡、有限会社北陸旭輸送　富山県南砺市、株式会社ティピーエス　富山県富山市、寺崎運輸株式会社　富山県富山市、福光産業株式会社　富山県南砺市

5．設立認可年月日　平成28年10月1日

6．消滅した厚生年金基金の名称及び所在地

富山県トラック厚生年金基金　富山県富山市婦中町島本郷1－5

平成28年11月1日

富山県富山市婦中町島本郷1－5

富山県トラック企業年金基金

理事長　高木　武男

個人型年金規約の一部を変更する規約

平成28年11月1日　国民年金基金連合会　理事長　永原　義之

個人型年金規約の一部を次のように変更する。

目次中「企業年金制度」を「確定給付企業年金等」に、「及び第168条」を「～第169条」に改める。

第6条第5項中「法第2条第6項に規定するもの」を「60歳未満の厚生年金保険の被保険者をいい、「第1号等厚生年金被保険者」とは、厚生年金保険の被保険者のうち厚生年金保険法第2条の5第1項第1号に規定する第1号厚生年金被保険者（以下「第1号厚生年金被保険者」という。）又は同項第4号に規定する第4号厚生年金被保険者（以下「第4号厚生年金被保険者」という。）」に改め、同条第9項中「者（以下「企業年金等対象者」という。）」を「企業型年金等対象者」に改め、同条中第20項を第22項とし、第10項から第19項までを2項ずつ繰り下げ、第9項の次に次の2項を加える。

10　この規約において「第3号加入者」とは、国民年金法第7条第1項第3号に規定する第3号被保険者（以下「第3号被保険者」という。）であって、連合会に申し出て第7項に掲げる加入者の資格を取得したものをいう。

11　この規約において「他制度加入者」とは、確定拠出年金法施行令（平成13年政令第248号。以下「令」という。）第11条第1号イからハまでに掲げるものをいう。

第20条第2項第2号中「又は」を「及び」に改め、「業務」の下に「（個人型年金同時加入可能者（企業型年金規約において企業型年金加入者が個人型年金加入者となることができることを定めている企業型年金加入者をいう。以下同じ。）の個人型年金における個人別管理資産に係るものを除く。）」を加える。

第26条第2項中「確定拠出年金法施行令（平成13年政令第248号）」を「令」に改める。

第30条第1項中「者を除く。」を「者（以下これらの者を「保険料免除者」という。）を除く。」に改め、同条第2項中「次の各号に定める企業年金等対象者」を「企業型年金加入者（企業型年金規約において法第3条第3項第7号の3に掲げる事項を定めた企業型年金に係るものを除く。以下「企業型年金等対象者」という。）」に改め、同項各号を削り、同条第4項第2号ハ中「資格を有しておらず、かつ、第2項第1号イ及びロに掲げるものでないこと」を「資格の有無（企業型年金加入者の資格を有している場合には、令第7条第1項第2号に規定する個人型年金同時加入可能者又は令第11条第1号に規定する個人型年金同時加入制限者のいずれに該当するかの別を含む。）」に改め、同号ニ中「企業年金制度（石炭鉱業年金基金及び確定給付企業年金に基づく年金制度をいう。以下同じ。）」を「確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）第2条第1項に規定する確定給付企業年金（以下「確定給付企業年金」という。）」に、「当該事業主が企業年金制度」を「当該事業主が確定給付企業年金」に、「が企業年金制度の加入員又は加入者の資格を有していないこと」を「に係る確定給付企業年金の加入者の資格の有無」に改め、同号ホ中「の資格を有しないこと」を「であるときは、申出者に係る国家公務員共済組合又は地方公務員等共済組合の資格の有無」に改め、同号ヘ中「の資格を有しないこと」を「であるときは、申出者に係る私立学校教職員共済制度の加入者の資格の有無」に改め、同号チ中「(1)から(4)」を「(1)から(4)まで」に改め、同号中チをリとし、トをチとし、への次に次のように加える。

ト　申出者が石炭鉱業年金基金法（昭和42年法律第135号）第6条に規定する事業主に使用される者であるときは、申出者に係る石炭鉱業年金基金に係る坑内員又は抗外員の資格の有無についての事業主の証明書

第30条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項第5号ロ中「厚生労働大臣」を「日本年金機構（以下「機構」という。）」に改め、同項第6号中「前項」を「第2項」に改め、同号イ中「事業所の名称」を「事業所の名称、住所及び連絡先」に改め、同項第6号の次に次の1号を加える。

七　第3項に掲げる者にあっては、掛金引落金融機関情報

第30条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3　第3号被保険者は、連合会に申し出て、加入者となることができる。

第31条中「第30条第3項」を「前条第4項」に改める。

第32条中「日本年金機構」を「機構」に改める。

第33条中「日本年金機構」を「機構」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第33条の2　連合会は、厚生労働大臣が法第3条第3項第7号の3に掲げる事項を定めた規約について同条第1項の承認をしたときは、厚生労働大臣から次の各号に掲げる事項の通知を受け、必要な照合を行うものとする。

一　法第3条第3項第7号の3に掲げる事項を定めた規約について同条第1項の承認を受けた事業主の名称及び住所

二　厚生労働大臣が法第3条第1項の承認をした年月日及びその承認を受けた規約に基づく企業型年金を実施する年月日